

国境を越えた電気通信役務の提供とインボイス制度

Q.国境を越えた電気通信役務の提供に係る消費税の取扱いについて教えてください。また、インボイス制度の開始によって何か変更点はありますか？

A. 国境を越えた電気通信役務の提供とは、国外事業者から、インターネット等を介して行われる電子書籍・音楽・映像、ゲームの配信やクラウド上での電子データの保存場所の提供サービスなどをいいます。それらの役務の提供が、消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準(内外判定基準)は、役務の提供を行う者の事務所等の所在地ではなく、役務の提供を受ける者の住所等とされています。

消費税法では、国外事業者が行う電気通信役務の提供については、「事業者向け電気通信役務の提供」と「それ以外(消費者向け電気通信役務の提供)」とに区分され、それぞれ取り扱いが異なります。

① 事業者向け電気通信役務の提供は、国外事業者から当該役務の提供を受けた事業者(日本の事業者)が申告・納税を行います。(リバースチャージ方式)
(但し、課税売上割合が95%以上の事業者について、上記の取引は当分の間なかったものとされますので、申告・納税の必要はありません。)

※事業者向け電気通信役務の提供とは、当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもので、インターネットを介した広告の配信や、クラウドサービス等の提供のうち、取引当事者間において提供する役務の内容を個別に交渉し、取引当事者間固有の契約を結ぶものなどがあります。

→リバースチャージ方式においては、経理上、仮受消費税と仮払消費税の両建てをすることとなりますが、この処理にあたってインボイス制度の影響はなく、従来通りの計算を行うこととなります。

② 消費者向け電気通信役務の提供のうち、登録国外事業者から受けたものについては、仕入税額控除を行うことができますが、登録国外事業者で無い者から受けたものについては、当分の間仕入税額控除ができません。

→インボイス制度開始後においても、(従来の)登録国外事業者でない者から受ける消費者向け電気通信役務は、従来通り仕入税額控除はできません。経過措置による80%控除、50%控除もないので、ご注意ください。

→登録国外事業者制度は令和5年10月1日からのインボイス制度に開始に伴い、同制度に移行されました。

令和5年9月1日において登録国外事業者であって、「登録国外事業者の登録の取消しを求める旨の

国際税務通信 Vol.12

届出書」を提出していない者については、令和 5 年 10 月 1 日に適格請求書発行事業者の登録を受けたものとみなされ、適格請求書発行事業者登録簿に登載されています。

従って、令和 5 年 10 月 1 日以降は、消費者向け電気通信役務の提供を受けた場合に、消費税の仕入税額控除が可能かどうかは、受け取る請求書等が適格請求書かどうかで判断することになります。